

## 東北地方年金記録訂正審議会（第2回総会）

日時：平成28年4月18日（月）15：00～  
会場：仙台第4合同庁舎 2階 共用会議室

### ○事務局（宮澤課長補佐）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、東北地方年金記録訂正審議会第2回総会を始めさせていただきます。

なお、本会議の発言については、議事録作成の都合上、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東北厚生局ホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

わたくしは、本日の司会を務めます、東北厚生局年金審査課の宮澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

穴澤前会長が任期満了により退任され、会長不在であることから、会長選出までの間、暫時議事の進行をさせていただきます。

まず始めに、東北地方年金記録訂正審議会委員の総数につきましてお話いたします。これまで、第1部会のみ5名で17名体制でございましたが、平成28年度は、各部会4名の16名体制となりますことを申し上げさせていただきます。

次に、今回新たに東北地方年金記録訂正審議会委員に就任された皆さまと再任された皆さまに、任命通知を交付いたします。本来であれば、皆さまに直接、手渡しすべきところでございますが、時間の都合もございますことから、あらかじめ机の上に、お配りさせていただきました。新任及び再任の委員の皆さまには封筒に右寄りで鉛筆で、お名前書きをしてあるかと思っております。中に任命通知書を入れさせていただいておりますので恐縮でございますが、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

### ○事務局（宮澤課長補佐）

それでは続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。まず「座席表」、「議事次第」、「資料1：東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿」でございます。次に「資料2：議題1 会長の選任について」、「資料3：議題2 会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について」でございます。次に「資料4：議題3 平成27年度 年金記録訂正請求の状況について」でございます。続いて、「その他」としまして「資料5：議題4 年金記録の訂正に関する事務取扱要領・細則の改正等について」。以上が資料です。その他にあらかじめ皆さまの机の上に、袋に入っております「入館許可証」というものを置かせていただいております。資料等に不足等はございませんでしょうか。

引き続きまして、平成28年度 東北地方年金記録訂正審議会委員の皆さまをご紹介いたします。お手元に配布しております「資料1 東北地方年金記録訂正審議会 委員名簿」

をご覧下さい。

委員の皆さまの所属と役職などは名簿に記載がございますので、恐縮でございますが五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

まず、荒井委員でございます。

○荒井委員

荒井です。

○事務局（宮澤課長補佐）

太田委員でございます。

○太田委員

太田です。

○事務局（宮澤課長補佐）

大滝委員でございます。

○大滝委員

大滝でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

門脇委員でございます。

○門脇委員

門脇といいます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

木村委員でございます。

○木村委員

よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

日下委員でございます。

○日下委員

日下と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

小磯委員でございます。

○小磯委員

小磯と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（宮澤課長補佐）

続いて香高委員でございますが、本日は遅れて出席される予定でございます。

続いて佐久間委員でございます。

○佐久間委員

佐久間です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

佐瀬委員でございます。

○佐瀬委員

佐瀬と申します。

○事務局（宮澤課長補佐）

続いて鈴木委員でございますが、鈴木委員は本日は欠席でございます。

次に高木委員でございます。

○高木委員

高木と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

千葉委員でございます。

○千葉委員

はい。千葉でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

野村委員でございます。

○野村委員

野村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

平山委員でございます。

○平山委員

平山と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

三上委員でございます。

○三上委員

三上でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

以上、東北地方年金記録訂正審議会の委員総数は、16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。

東北厚生局長の坂本でございます。

○事務局（坂本局長）

坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金管理官の倉持でございます。

○事務局（倉持管理官）

倉持でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課長の早坂でございます。

○事務局（早坂審査課長）

早坂でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課課長補佐の佐藤でございます。

○事務局（佐藤課長補佐）

佐藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

年金審査課管理係長の太田でございます。

○事務局（太田管理係長）

太田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

それでは、本日の議事に先立ちまして、坂本厚生局長より、ご挨拶申し上げます。

○事務局（坂本局長）

改めまして坂本でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。平成 28 年度の東北地方年金記録訂正審議会総会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

まず最初にこの 4 月に東北地方年金記録訂正審議会委員の半数が改選されたことに伴いまして、審議会委員のご就任をお願いいたしましたところ、新任の 3 名の方を含む 8 名の委員の皆さまから心よく承諾していただきましたこと誠にありがとうございました。

年金記録の確認、そして訂正につきましては平成 19 年の 6 月以降、総務省に臨時に設けられました年金記録確認第三者委員会で年金記録の訂正のあつせん、非あつせんとして行われておりましたが、平成 26 年 6 月の法律改正に伴いまして、恒常的な年金記録訂正手続きといたしまして、厚生労働大臣に年金記録の訂正を求められる制度が整備され、昨年 4 月から施行されたところでございます。

この制度の施行を受けまして、東北地方年金記録訂正審議会が設置され、平成 27 年度は審議会委員の皆さまには年金記録の訂正、不訂正の妥当性につきまして 148 件の年金記録訂正請求をご審議いただきありがとうございました。年金記録確認第三者委員会発足当時に比べますと、年金記録訂正の請求件数こそ減ってきておりますものの、現在も定期的に請求されておりますし、また請求事案の内容が複雑、難解になってきている状況でございます。

年金制度は国民一人一人に対しまして、非常に長期に渡り関わる制度でございます。年金記録に間違いがあった場合には年金給付に大きな影響を与えるわけでございまして、厚生労働省において年金記録の厳格な管理を行うということは当然でございますが、他方で、国民の皆さまから年金記録訂正請求があった場合、訂正の要求を公平、公正に判断しなければならぬところでございます。

審議会委員の皆さまには大変お忙しいと存じますが、年金記録訂正の公平、公正な判断にご尽力いただきますようお願いいたします。わたくしのご挨拶とさせていただきます。どうもよろしくお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

ありがとうございました。続いて、事務局から、本日の会議の成立についてご報告いた

します。

○事務局（早坂審査課長）

本日の会議は、委員総数 16 名に対しまして、14 名の委員の方にご出席いただいております。これは、地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項に規定する定足数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

**【議題 1】**

会長選任について

○事務局(宮澤課長補佐)

それでは続きまして、本日の議題に入らせていただきます。

議題の 1 でございます。最初の議題は、会長の選任についてです。東北地方年金記録訂正審議会の会長選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。なお、審議会の規則につきましては、「資料 2」をご参照下さい。「表紙」の方に抜粋してございまして、その次のページ以降はそのまま原文、全文を掲載しております。それでは「この方に会長をお願いしてはいかがか」という方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○千葉委員

はい。

○事務局（宮澤課長補佐）

どうぞ、千葉委員。

○千葉委員

はい、委員の千葉でございます。私の方から佐久間委員にぜひお願いしてはどうかと思っております。

○事務局（宮澤課長補佐）

はい、ただいま千葉委員から「佐久間委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありました。他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○野村委員

異議なし。

○事務局（宮澤課長補佐）

それでは「異議なし」ということで、佐久間委員に会長をお願いいたしたいと思います。  
佐久間委員、よろしくをお願いいたします。

○佐久間会長

只今、会長に選任していただきました佐久間でございます。弁護士をやっております。

わたくし、昨年からの審議会に関与しておりまして、仕事柄、本当に素人のようなものかなと正直思っております、この一年間色々と勉強させていただきました。その中で、会長という大役を引き受けさせていただくということで大変恐縮に存じておりますが、専門家の委員の皆さまが多数おいでですので、皆さまの力をお借りしてまいりたいと思いません。

先ほど局長さんからもご挨拶ありましたけれども、老後の資金といえますか、高齢化社会を生き抜く大切な資産である年金記録について、我々は国民の皆さまから色々異議申立てがあった事案について、審査をして、適正に判断をすると、そういう判断が大きな責任を持っているのが審議会だと思っております。皆さまの力を借りながら、共に誠実にこの仕事を努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（宮澤課長補佐）

ありがとうございました。それではここからの議事進行は、佐久間会長をお願いいたします。

## 【議題 2】

会長代行並びに部会に属すべき委員及び部会長の指名について

○佐久間会長

それでは、前後いたしますけれども、次の議題に入ります前に、ここで本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断したいと思えます。皆さまのお手元の「資料 3」をご覧ください。これは東北地方年金記録訂正審議会の運営規則でございますが、第 9 条をご覧くださいと「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」という規定になっております。本日の議題ですけれども、1～4 までございますが、個人情報に関わるというようなこともありませんし、それを開示することによってこの審議会の運営に支障をきたすということもないと思えますので、ここは公開にしたいと思えます。

同じ運営規則第 12 条 1 項と 2 項の規定では、議事要旨を記載するとなっております。それから会議の資料と併せて東北厚生局ホームページで公開するというので、同条 3 項で議事録の作成がありますので、事務局の方で、この作業をお願いしたいと思えます。

それから同じ条文の 4 項の規定により、議事録の署名人が必要となります。私と他に門

脇委員と野村委員のお二方をお願いいたします。事務局は議事録ができましたら私と門脇委員、それから野村委員にお送りして、ご確認の上、署名をもらっていただくということをお願いいたします。では、お二方どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、議題の2番目でございますが、この審議会の「会長代行」それから「部会に属すべき委員」それから「部会長」の指名に入ります。これは「資料の3」をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則の第5条3項において「会長に事故があったとき、あるいは会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、職務を行う」とされています。

それから第6条の2項において「部会に属すべき委員等を会長が指名する」、同条の3項で「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する」というふうに記載されています。その上で、この審議会が運営規則第4条、これは資料の3の表紙の次ですね。1ページ、一番下に第4条で部会とありまして、審議会に「4以内の部会を置くことができる」と書いてあります。これから、わたくしの方で「会長代行」それから「部会に属すべき委員」の皆さま、それから「部会長」の指名を行いますので、しばし休憩とさせていただきます。

～ 休憩 ～

#### ○事務局（宮澤課長補佐）

それでは、再開する前に連絡事項を申し上げます。

遅れていらっしゃるという香高委員でございますが、先ほど連絡がありまして、本日は所用により欠席させていただくというお話でしたので、よろしくをお願いいたします。

それでは会長、再開下さい。

#### ○佐久間会長

審議会を再開いたします。事務局は資料を皆さんに配付して下さい。

全部配付済みですね。それでは私から指名を行います。「会長代行」、それから「部会に属する委員」の皆さま、「部会長」の指名です。「資料3-1」をご覧ください。

まず「会長代行」には三上委員を指名させていただきます。三上会長代行におかれましては、私が事故にあった時、それから委員の改選期において、会長が欠けてしまったとき、そういう場合に会長代行としての職務をお願いいたします。では、三上委員は会長代行席へお移り下さい。

続きまして、「部会に属する委員」の皆さま、それから「部会長」を指名いたします。この審議会に4つの部会を設置します。

「資料3-1」で、第1部会は佐瀬委員、千葉委員、野村委員と私の佐久間で構成いたします。部会長は佐久間にいたします。

第2部会は荒井委員、小磯委員、平山委員、三上委員の4名で構成し、部会長には荒井



委員を指名いたします。

第3部会は日下委員、太田委員、大滝委員、高木委員の4名で構成し、部会長には日下委員を指名いたします。

第4部会は香高委員、門脇委員、木村委員、鈴木委員の4名で構成し、部会長には香高委員を指名いたします。

「会長代行」、「部会に属する委員」それから「部会長」の指名は以上のとおりです。今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、会長である私が招集いたします。各部会の開催は部会長が招集いたします。委員の皆さまにおかれましては、只今わたくしが指名いたしました部会長の下で、東北厚生局長から諮問のありました、年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、地方年金記録訂正審議会規則6条5項、これは「資料2」になりますが、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」と定めておりますので今後開催されるそれぞれの部会において、部会長は、部会長代理を指名して下さい。

### 【議題3】

年金記録訂正請求の状況について

○佐久間会長

続きまして、「議題の3」について入ります。事務局から説明の方をお願いいたします。

○事務局（早坂審査課長）

それではお手元にお配りしました「資料4 議題3 平成27年度年金記録訂正請求の状況について」をご覧ください。こちらにて説明をしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、①、②、③とありまして①が、平成27年度の訂正請求の進捗状況でございます。受付件数の左側のところに事務センター名というのが書いてありまして、青森から岩手、仙台広域、秋田、福島となります。仙台広域というのは、昨年11月に宮城の事務センターと山形の事務センターが合併しまして、仙台広域となっております。そのため、今現在、事務センター5カ所から年金訂正の請求があがっている状況でございます。

受付状況で最初のところは、「総務省からの切替（※1）」なのですが、第三者委員会当時、全部終わらなかった件数が33件、その隣の3月までというのが、年金審査課の方で受け付けた件数1年分で382件、合計で(A)としまして415件が東北地方年金記録訂正審議会にあがってくる件数となっております。

この内訳としまして、415件のうち340件が厚生年金、脱退手当金。右の方にいくと、国民年金となっております。国民年金は全部で75件。割合にしますと厚生年金が82%、国民年金が18%でございました。

処理状況でございますが（B）処理状況で、厚生年金の処理状況が全部で（C）のところ  
で 98 件、それから国民年金（E）の処理状況は 50 件、（H）決定件数合計 148 件というこ  
とで、先ほど局長から申しあげましたように 148 件が審議会の部会で審議した件数になっ  
ております。その隣に「※2 取下合計」と書いてありますが、①訂正請求書進捗状況の下  
部「※2」の解説で、取下げ件数 218 件のうち 30 件は東北厚生局年金審査課の方に書類が  
あがってきた上で取下げをしたもので、それ以外の 188 件につきましては、取下げと書い  
てありますが、年金事務所段階で記録訂正ができたか、あるいは取下げになったものが 188  
件ということです。実質審議したものが 148 件ですが、右端の未処理合計が 49 件で、平成  
28 年度に繰り越しが 49 件ですから、実質 197 件が今のところ訂正審議会の部会の方に 1  
年間に、きている件数ということになります。

②でございますが、これは平成 27 年度の第 1 部会から第 4 部会までの部会の開催件数を  
載せて、合計で 58 回開催しております。

③の方は、その部会ごとの処理した件数で第 1 部会が処理件数 49 件、第 2 部会が 38 件、  
第 3 部会が 40 件、第 4 部会が 21 件、合計で 148 件となっております。1 回あたりの件数  
を割ってみると 2.6 件ぐらいが 1 回あたりの審議件数となっております。

先ほどの決定の中身でございますが、訂正と一部訂正で 44 件、それから不訂正が 104 件、  
合計 148 件なんです。訂正の方は 3 割程度になっており、不訂正の方は 7 割ということ  
になっております。

次のページにつきましては、これは厚生労働省のホームページに載っておりますが、全  
国の年金記録訂正審議会の訂正処理状況でございます。平成 28 年 2 月までの数値なもので  
すから、先ほどの 3 月まで集計した資料とは、若干数字が違っておりますので、参考とし  
てみていただければと思います。

それから資料には載せておりませんが、訂正審議会の中で不訂正、あるいは一部  
訂正となりました訂正出来ないというような案件につきましては、請求人から意見を聞く  
場を設けるということで、口頭意見陳述というものが設けられておりました。平成 27 年度  
東北地方年金記録訂正審議会では不訂正が、先ほど言いましたように 104 件、一部訂正が 12  
件、合計 116 件が口頭意見陳述の対象の事案となりましたが、そのうちの約 3.4%にあたる  
4 件が口頭意見陳述を実施しております。内訳としましては、国民年金が 3 件、厚生年金  
が 1 件でございます。その中で 1 件は、請求者の意向もございまして、秋田県へ出向い  
て口頭意見陳述を実施しております。もう 1 件は、請求人が録音等につきまして、拒否と  
いうことで退出して、途中でもうやりませんということになりましたのがありました。ト  
ータル 4 件で、本人から意見を聞いたのが 3 件なんです。3 件とも方向性等の変更はご  
ざいませでした。

もう一つ、年金記録訂正審議会になってからは行政処分となりましたので、総務省の第  
三者委員会には審査請求というのがなくて、平成 27 年度からは審査請求が出来ることにな  
りましたので、こちらの件数もお知らせしておきたいと思っております。審査請求の対象となる  
のは先ほどの口頭意見陳述と同様に、不訂正と一部訂正の分、116 件が対象となりましたが、

実際に審査請求をする場合は厚生労働省の年金局の方になりますが、そちらにあがっているのが厚生年金で5件、国民年金で2件、合計7件。パーセンテージにしますと6%が審査請求にあがっております。そのうち、昨日までで審査終了という通知をいただいたのが7件のうち3件ございまして、その3件はすべて棄却という結果でございました。棄却というのは、東北地方年金記録訂正審議会で答申いただいて処分通知したものが間違いないと理解しております。東北では7件でしたが、全国で審査請求があがっている件数は、3月下旬の速報値で171件あるそうでございます。

それから平成27年度から訴訟も出来ることになりました。東北厚生局関連では、まだ1件も訴訟にはなっておりませんが、全国では今、4件ほど訴訟になっているという情報が入っております。厚生年金と国民年金それぞれに2件ずつということでございます。4件いずれも現在係争中ということで、まだ判決には至ってないという情報でございました。

以上が東北地方年金記録訂正審議会の状況になります。

○佐久間会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆さまから、事務局からご説明を申し上げたことについて、ご質問とかご意見とかございましたらどうぞご遠慮なくご質問いただければと思います。特にございませんか。再任の先生はある程度おわかりかもしれませんが、新任の先生はレクチャーを受けないとわからない点もございますので、今日この場で特にない場合は、また機会があったときにどうぞご遠慮なく事務局の方に問い合わせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 【議題4】

その他について

○佐久間会長

それでは議題の4の方に移ります。

「その他について」事務局からご説明お願いいたします。

○事務局（早坂課長）

それでは、引き続き私の方からご説明させていただきます。

「資料5 議題4 年金記録の訂正に関する事務取扱要領・細則の改正等について」これを1枚めくっていただきますと、平成28年3月30日付けで、厚生労働省の方から通知が入っております。具体的には一番大きく変わったところをご説明しますと、この通知の一番下のところに「記」と書いてありまして、改正の内容(1)、(イ)のところが、一番大きく変わった点でございます。そこをちょっと読み上げたいと思います。「改正後の行政不服審査法の施行に伴い、『年金記録にかかる訂正決定通知書』等について処分があった

ことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求できる旨、記載したこと。」これは先ほど申し上げましたように、平成27年度から行政処分となりましたので、審査請求ができるということになったんですが、行政不服審査法が変わりまして、今までは60日以内に審査請求しなければいけなかったものが、それが3月になったということが一番の大きな点で、それに従って下の方にある様式等も変わっております。

実際に委員の先生方に影響してくるのは、審議会の時に毎回ご用意しておりますこの黄色フラットファイルの中の資料集ですが、その項番11番に、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領を入れておりましたが、3月30日付けでそちら変わっております。順次差し替えしておりますので、審議会の時に確認いただければと思います。

次に委員手当や旅費の支払いルール等について、ご説明したいと思いますので、それに関する資料を配付したいと思います。それでは今お配りした「事務連絡」ですが、まず最初に2ページ目の「参考資料1 委員の皆さまへ」をご覧くださいと思います。最初に委員手当ということで、今日のような総会あるいは部会に出席した委員には委員手当をお支払いします。金額につきましては昨年と同様の金額になっております。

2つ目の○印としまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、口頭意見陳述等でのこの場所に来て、特別に来ていただいたりしたときも、手当が発生いたします。

3つ目の○印としましては、所得税法上の給与とみなされますので、所得税を源泉した金額でお支払いすることになります。

次に旅費についてです。「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じて支給されることになっております。AとBがありまして、Aの方は出発地から目的地、「※」印が書いてありまして委員が常時勤務する勤務地、あるいは住居地から今日であればこの第4合同庁舎までの旅費を支給するということになります。ただしBで、在勤地内旅行及び往復行程距離が合計100km未満の場合は、日当は支給しないこととなっておりますので、交通費のみの支払いとなりますので、ご注意くださいと思います。

次のページの「口座への振込み」ですが、すべて皆さんに登録をいただいております指定口座の方に、東北厚生局の方から振り込みをさせていただく予定になっておりますので、なるべく早めに支給をしたいと思っておりますが、若干ずれ込んだりすることがございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、「参考資料2」次のページですね。この第4合同庁舎への入退館方法ということで、入館の受付票を皆さま方に今日お配りしております。部会があるときは、1枚持ってきて日にちを入れるだけで結構ですので、それを守衛室の方に提出しますと、ICカードの交付が受けられます。もし、万が一忘れた場合でも守衛室の方には白紙の用紙がございますので、各自そこで記載して受け取っていただきたいと思います。

続きまして、部会のお話でございますが、今の資料の1ページ目を見ていただきたいと思ひます。

今日、総会を開催いたしまして、4月はちょっと前後しますが、4月27日水曜日は第1

部会の開催を予定しております。場所はこちらの第4合同庁舎の東北厚生局の年金審査課第1会議室。この廊下の反対側で開催致します。開催通知につきましては、別途お送りさせていただきます。

4月26日火曜日は第4部会の開催を予定しております。こちらも第2会議室の方で開催しますので、別途通知をお送り致します。それから5月の予定で、現時点での予定を申し上げておきます。

5月10日火曜日でございます。こちらは第2部会と第4部会を開催する予定になっております。こちらの方も、開催が決まりましたら改めてお送りしたいと思っております。

5月11日水曜日でございますが、予定でいけば第1部会と第3部会なんですが、調査等の日程を考慮して、第1部会と第3部会は休会となっております。

5月24日火曜日でございます。こちらは第2部会の開催を予定しております。第4部会は休会の予定となっております。

5月25日水曜日、こちら第1部会と第3部会を開催する予定となっております。

今、申し上げましたように、年金記録訂正請求書の事案の調査状況によりましては休会になる場合がございますので、その場合はこちらの方から改めてご連絡させていただきたいと思っております。

それと調査を担当する班は決まっております、部会を担当する班と先ほどの部会の開催の案内とか委員さんの連絡調整を行います各班長をご紹介したいと思います。まずは第1部会を担当します主任年金記録調査官の高島でございます。

○事務局（高島調査官）

高島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（早坂課長）

同じく第2部会を担当します主任年金記録調査官の今野でございます。

○事務局（今野調査官）

今野です。よろしくお願いいたします。

○事務局（早坂課長）

第3部会を担当します主任年金記録調査官の伊藤でございます。

○事務局（伊藤調査官）

伊藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（早坂課長）

第4部会を担当します主任年金記録調査官の館野でございます。

○事務局（館野調査官）

館野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（早坂課長）

最後になりますが、本日の資料でございますが、議事次第、座席表、資料1から5はお持ち帰りいただいて結構でございます。先ほどお配りしました「資料3-1」は机の上にそのまま置いていただきますようよろしくお願ひします。

○佐久間会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明も含めまして、全体を通して何かご質問等ありましたらどうぞご遠慮なく、お出しただければと思います。

○千葉委員

はい。

○佐久間会長

はい。お願ひします。

○千葉委員

今の事務局からの連絡事項で部会の開催ですが、第1部会は午前中というのはずっとですか。

○事務局（早坂課長）

すみません。今回27日だけ午前中で、あとは今までどおり午後の開催を予定しております。申し訳ございません。

○千葉委員

そうすると、27日だけですね。

○事務局（早坂課長）

はい。

○佐久間会長

基本的に午後ですが、27日は都合により午前中ということですか。他にご質問等ございますか。

○三上委員

ちょっといいですか。

○佐久間会長

はい、お願いします。

○三上委員

すみません、確認なのですが。

○事務局（早坂課長）

はい。

○三上委員

第1部会と第3部会は、水曜日のままとなっていて、第2部会と第4部会は火曜日と。

○事務局（早坂課長）

そうですね。それは平成27年度と同じように第1部会、第3部会を水曜日。第2部会、第4部会を火曜日で隔週で、1週間おきというのを原則としております。

○三上委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○佐久間会長

他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは今日、色々ご質問出来なかった委員の方々は今後の部会などでぜひご活用いただいて、事務局に色々お問い合わせいただければと思います。事務局は専門家の方々ですから、どうぞ丁寧に協力くださるようにお願いいたします。それでは、本日の東北地方年金記録訂正審議会第2回総会、これをもって終了いたします。それでは事務局の方でよろしく申し上げます。

○事務局（宮澤課長補佐）

本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。大変お疲れ様でございました。皆さま、お忘れ物のないようお帰りください。どうもありがとうございました。